

氷見市農業委員会 定例総会議事録
(令和7年度6月度)

- 1 日 時 令和7年6月2日(月)
開会：午後3時00分 閉会：午後3時40分
- 2 場 所 氷見市庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員 12名
1番 三島 幸浩 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治
14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 3名
2番 両國 明美 8番 宮木 克幸 13番 山本 善榮
- 5 議 題 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取について 16件
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件 3件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件 2件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について 1件
- 6 出席した事務局等職員 2名
局長 中川 道郎 主査 川上 一弘
- 8 総会の概要
はじめに、会長挨拶後、農業委員会憲章の朗読を**委員の主唱により、全員で唱和。
会長が議長として進行し、在任委員15名中12名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告した。
議事録署名委員として、**委員、**委員を指名。
- 議長 第1号議題 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)への意見聴取16件について、議長が事務局に説明を求めた。
- 事務局 (中間管理機構から意見照会があった利用権設定について、事務局が16件の借受人と所在農地、面積を説明した。)

議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。

**委員 第1号議題の資料中、10aあたりの賃借料の小計はいらないのではないか？

事務局 そうですね。申し訳ありません。来月から直します。

議長 ほかの委員に意見や質問を求めたが無かったことから、第1号議題を承認した。

議長 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件3件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 番号1と番号2を事務局が説明後、番号3の営農型太陽光発電に関する区分地上権の設定について、別添「加納地区営農型太陽光発電設備の区分地上権設定（10年間）及び一時転用（10年間）資料」にて説明した。

議長 事務局説明後、議長が意見を求めた。

**委員 県内では、水稻での営農型太陽光発電設備の設置は初めてですか？

事務局 数年前に南砺市でブルーベリーの農地の上に営農型太陽光発電設備を設置した例があります。県内では、水稻の田の上に営農型太陽光発電設備は初めてですが、全国的には、千葉県木更津市など多数の例があります。

**委員 太陽光パネルは、発電に最適な角度を求め、人が動かすのですか？

事務局 自動で太陽光パネルが発電に最適な角度を求め動きます。

**委員 発電設備の支柱設置個所により、米の収穫は下がるのではないかと？

事務局 下がると考えられますが、計画では収穫量の減少は2割程度と予想しているようです。

議長 この事業がうまくいかないなら、ほかには広がらないだろう。

議長は、ほかには意見がなかったため、第2号議題の3条許可案件については許可することとするが、審議番号3の太陽光発電の区分地上権の設定に関する件については、後から審議する一時転用の県知事許可の月日に合わせた許可日とする。

議長 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
2件について、議長が事務局に説明を求めた。

事務局 別添「加納地区営農型太陽光発電設備の区分地上権設定（10年間）及び一時転用（10年間）資料」と農家分家住宅の転用を事務局が説明した。

議長 先般5月26日に行われた**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査について、**委員に報告を求めた。

**委員 隣接地との境界が確定されており、排水路や周辺農地への影響に問題がないことを確認してきたことと、土地改良区からの同意も得られている旨の報告をした。

議長 **委員から報告を受け、議長が委員に意見を求めた。

議長 議長は、他に意見がなかったため、第3号議題について、原案のとおり、許可相当の意見を付して県へ進達することとした。

議長 第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について、事務局に説明を求めた。

事務局 本件は、氷見市長より諮問があり、本総会において審議し答申する旨と、農用地利用計画の農用地区域からの除外願1件を説明した。

議長 先般5月26日に行われた現地調査について、**委員に報告を求めた。

**委員 周辺農地への悪影響はなく、特に問題とするような内容はなく、除外はやむを得ないものであると判断している旨を報告した。

議長 **委員から報告を受け、議長は、委員に意見を求めた。

**委員 事業者は大きな会社なのか？実現性はどうか？

事務局 資本金100億円ほどの大きな会社で、この事例のように静岡県にて農業振興施設を建設した実績をもつ会社です。

**委員 排水はどうなるのか？

事務局 排水を再利用する水循環型の施設を建設する予定だそうです。

＊＊委員 私はこの話を知りません。

長坂農村交流センターにて、農業体験をする宿泊を企画するなどの話を聞いていたが、棚田の下部のあたりで、施設を建設するという話は聞いていない。

事務局 農振除外願の書類には区長と農業推進委員の署名がありますが、＊＊委員のご署名はありません。

＊＊委員 それは問題だな。＊＊委員へ詳細を説明し、次回の農業委員会総会へ回すべきだと思う。

議長 この件を＊＊委員へ詳細を説明した後、次回の農業委員会総会へ回すべきだという意見が出ましたが、どうしますか。

委員 (異議なしとの声はいくつかあった。)

議長 議長は、第４号議題について、事業の地元農業委員の＊＊委員への説明がなかったことから、次回の農業委員会総会へ回すべきと判断した。
以上で氷見市農業委員会６月度定例総会を終了とした。

氷見市農業委員会総会会議規則第１４条第２項の規定により、ここに署名する。

令和７年６月２日

議 長

署名委員

署名委員